



菊田町

PRESS RELEASE

記者発表資料

令和8年6月23日

報道関係者各位

職員の懲戒処分について

菊田町職員について、6月23日付けで懲戒処分を発令しましたので公表します。
町民の皆様の期待や信頼を大きく損なうこととなり、深くお詫び申し上げます。

概要

被処分者

菊田町消防本部 消防士(20代・男性)

処分量定

減給(1/10 6月)

事案の概要

令和5年10月から令和6年8月までの内、約8か月間任命権者の許可を得ず
にアルバイトをし、報酬を得ていたもの

処分の理由

地方公務員法第38条「営利企業等の従事制限」違反

処分発令

令和8年6月23日

お問い合わせ

消防本部 総務課 電話:093・434・0099

人事秘書課 人事担当 電話:093・434・1861